

## 紹介状なしの初診時負担金について（お知らせ）

他の医療機関（病院・診療所）等からの紹介状（診療情報提供書）を持参されず、直接来院し診療を受けられた場合、保険医療機関相互間の機能分化を進め、質が高く効率的な医療を実現するために厚生労働大臣が定めた選定療養費（保険適用外）をいただいております。

**令和元年 10 月 1 日より** 消費税改正に伴い、当院では次の金額に変更させていただきます。※詳細は受付窓口等にてご説明いたします。

**初診時選定療養費：2,200 円**

「選定療養費」とは

「医療機関の機能分化」は、大病院と中小病院・診療所が互いに連携しながらそれぞれの特徴を生かして異なる機能を担うことをいい、それによって質が高く効率的な医療を実現できるとして長らく取り組まれてきました。病院を受診した患者さんについては通常の医療費の他に病院が定めた金額をご負担いただくというものです。

金額の変更について

平成 28 年 4 月の診療報酬改定で病院と診療所との機能分化の推進が更に強化されました。当院でも役割分担の推進を進めていくため、平成 29 年 5 月 1 日より安曇野赤十字病院を受診する紹介状なしの初診患者さんには「選定療養費」2,000 円（税別）をご負担いただくことと致しましたのでご理解のほどお願い申し上げます。

なお、紹介状持参の方以外で以下に該当する方はご負担の対象とはなりません。

※ご負担の対象とならない方

- 救急車で来院して入院となった救急患者
- 国の公費負担医療制度の受給対象者
- 特定の障害、特定の疾病等により各種公費負担制度の受給対象者

初診時の選定療養費については

政府広報オンライン（<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201603/5.html>）もご確認ください。